

議案第132号

上越市旧今井染物屋条例の制定について
上越市旧今井染物屋条例を次のように制定する。

令和2年11月30日提出

上越市長 村山秀幸

上越市旧今井染物屋条例

(設置)

第1条 郷土の歴史的遺産を保存し、及び活用し、にぎわいと活力のある地域社会の形成に寄与するため、旧今井染物屋を設置する。

(名称及び位置)

第2条 旧今井染物屋の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称 | 位 置 |
|--------|--------------|
| 旧今井染物屋 | 上越市大町五丁目5番7号 |

(施設)

第3条 旧今井染物屋の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ミセ
- (2) チャノマ
- (3) ザシキ
- (4) オクザシキ
- (5) コマ
- (6) 作業場1
- (7) 作業場2
- (8) 流し場
- (9) その他附属施設

(事業)

第4条 旧今井染物屋は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 歴史的遺産の保存及び活用に関すること。
- (2) 地域文化の継承及び発信に関すること。
- (3) その他旧今井染物屋の設置目的を達成するために必要な事業

(開館時間)

第5条 旧今井染物屋の開館時間は、午前10時から午後5時までとする。ただし、市長が

必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 旧今井染物屋の休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 月曜日。ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで

(入館の制限)

第7条 市長は、他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者その他入館が不相当と認められる者に対しては、旧今井染物屋への入館を拒み、又は旧今井染物屋からの退館を命ずることができる。

(利用の承認)

第8条 市長は、第4条各号に掲げる事業を行うため特に必要と認めるときは、次に掲げる施設（以下「占有施設」という。）を占有して利用させることができる。

- (1) チャノマ
- (2) ザシキ
- (3) オクザシキ
- (4) コマ
- (5) 作業場2
- (6) 流し場

2 前項の規定により占有施設を占有して利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承認をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがあると認められるとき。
- (2) 旧今井染物屋の施設又は設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他旧今井染物屋の管理上支障があると認められるとき。

4 市長は、第2項の承認に当たり、旧今井染物屋の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の承認を取り消し、又は利用を中止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 市長が旧今井染物屋の管理上必要と認めて行う指示に従わないとき。

(原状回復の義務)

第10条 旧今井染物屋の利用者は、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。
前条の規定により利用を中止したときも、同様とする。

(特別の設備)

第11条 利用の承認を得た者は、旧今井染物屋に特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備をした者は、その設備を撤去し、利用した施設及び設備を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第12条 故意又は過失により旧今井染物屋の施設、設備等を破損し、汚損し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。